

# 対内直接投資等の 規制の見直し

制度調査部  
金本 悠希

大量破壊兵器関連汎用品の製造業等、事前届出義務が課される業種を整備

## 【要約】

外為法に基づく「対内直接投資等に関する政令」等が改正され、2007年9月28日から施行される。

対内直接投資等のうち一定のものには、安全保障等の観点から事前届出義務が課され、審査が行われる。そして、審査の結果必要な場合には、投資内容の変更又は中止を勧告・命令されうる。

今回の規制の見直しにより、大量破壊兵器関連汎用品の製造業など、事前届出義務が課される業種が整備された。また、対象会社が該当業種を行っている場合だけでなく、その子会社が該当業種を行っている場合についても一定の範囲で事前届出義務の対象とされた。

外国投資家が、上場会社の10%以上の株式を取得する場合も対内直接投資等に含まれるため、事前届出義務が課される範囲が拡大されることによって、一定の影響が与えられると予想される。

## < 目次 >

1. はじめに	4. 対内直接投資等の具体的な規制
2. 外為法の対内直接投資等の規制の概要	( )事前届出義務が課される範囲
(1)事前届出義務	(1)外国投資家の範囲
(2)事後報告義務	(2)「対内直接投資等」
3. 規制の見直しのポイント	(3)政令除外規定
(1)事前届出業種の見直し	(4)政令指定審査対象
安全保障上重要な技術の流出防止	1号業種
防衛生産・技術基盤の維持	2号業種
(2)対象取引の見直し	3号業種
規制対象に追加する取引類型	( )届出の様式
規制対象から除外する取引類型	「別紙様式第一」
(3)行政手続の見直し	< 資料 > 「輸出貿易管理令 別表第一(抄)」
報告徴求手続の整備	(以上、次レポート)
届出様式の整備	
(以上、本レポート)	



## 1 . はじめに

外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）は、外国投資家が行う対内直接投資等に関して一定の場合に事前届出制度を設けている。

この規制は、平成 3 年以降、既に 15 年以上見直しが行われておらず、近年の国際的な投資活動の活発化と安全保障環境の変化に十分対応していないおそれがあり、規制の見直しの必要性が指摘されていた<sup>1</sup>。

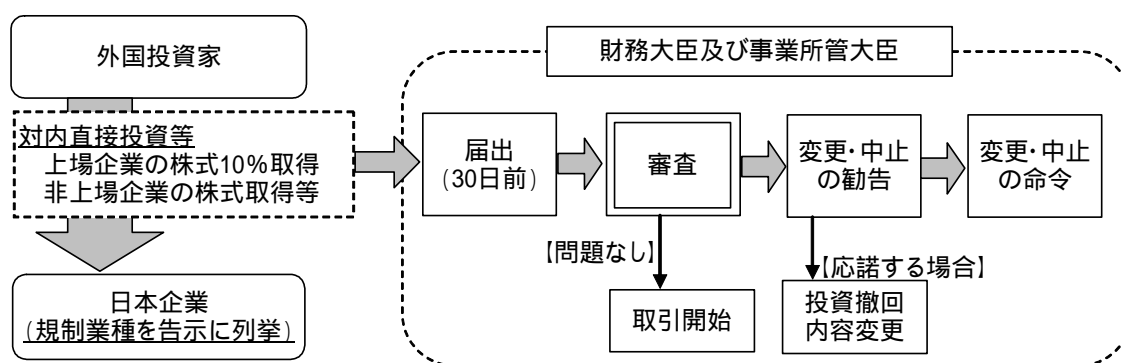
こうした問題意識を受けて、「対内直接投資等に関する政令」などが改正され、2007 年 9 月 7 日に公布され、2007 年 9 月 28 日から施行されることとなった。改正のポイントは、事前届出業種として大量破壊兵器関連汎用品などが追加されたことと、外国人議決権比率の高い上場会社の一部を適用除外とするなど、規制対象となる取引類型を見直したことである。

この改正により、外国投資家が上場株式を取得する場合についても、事前届出義務が課される範囲が拡大される<sup>2</sup>こととなり、一定の範囲で影響が与えられることが予想される。

## 2 . 外為法の対内直接投資等の規制の概要

### (1) 事前届出義務

外為法は、安全保障などの観点から、一部業種について、対内直接投資を行う際に事前届出を義務付けている。そして、審査の結果必要な場合には、関税・外為等審議会の意見を聴いた上で、投資内容の変更又は中止を勧告・命令できる（外為法 26 条、27 条）。



(出所)「グローバル経済下における国際投資環境を考える研究会 中間取りまとめのポイント」より、一部抜粋

<sup>1</sup> 「グローバル経済下における国際投資環境を考える研究会（中間取りまとめ）」

(<http://www.meti.go.jp/press/20070426006/20070426006.html>)

<sup>2</sup> たとえば、大量破壊兵器関連汎用品の製造業を行う会社を子会社とする上場会社の株式の 10% 以上を取得する場合等も、事前届出の対象として追加された。

具体的には、外国投資家<sup>3</sup>は、対内直接投資等のうち一定のものを行おうとするときには、あらかじめ<sup>4</sup>、財務大臣及び事業所管大臣に届出<sup>5</sup>しなければならないと定められている(外為法 27 条 1 項)。

外国投資家は、届出受理日から原則として 30 日間は対内直接投資等を行ってはならない(外為法 27 条 2 項)。

財務大臣及び事業所管大臣は、その対内直接投資等に対して、安全保障上の観点や、日本経済の円滑な運営の観点などから審査する必要があると認めるときは、一定期間審査を行う(外為法 27 条 3 項)。

財務大臣及び事業所管大臣は、審査の結果、届出された対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当する場合は、関税・外国為替等審議会の意見を聞いて、届出者に対し、対内直接投資等の内容の変更・中止を勧告することができる(外為法 27 条 5 項)。

この勧告を受けたものは、その勧告を受けた日から 10 日以内に、勧告を応諾するかしないかを通知しなければならない(外為法 27 条 7 項)。

勧告を応諾する旨の通知をした場合、その勧告に従って対内直接投資等を行わなければならない(外為法 27 条 8 項)。

勧告を応諾するかしないかを通知しなかった場合、又は勧告を応諾しない旨の通知をした場合は、財務大臣及び事業所管大臣は、対内直接投資等の内容の変更又は中止を命ずることができる(外為法 27 条 10 項)。

## (2) 事後報告義務

外国投資家は、対内直接投資等のうち一定のものを行った場合、事前届出の対象となる場合を除き、15 日以内に財務大臣及び事業所管大臣に報告<sup>6</sup>しなければならない(外為法 55 条の 5 第 1 項、改正対内直接投資等に関する政令(以下、改正直投政令) 6 条の 3 第 1 項)。

<sup>3</sup> 外国投資家以外の者が、外国投資家のために外国投資家の名義によらないで対内直接投資等に相当するものを行う場合は、その者を外国投資家とみなす(外為法 27 条 13 項)。

<sup>4</sup> 対内直接投資等をする日の 3 ヶ月以内に行わなければならない(改正直投政令に関する政令(以下、改正直投政令) 3 条 3 項)。

<sup>5</sup> 日本銀行を経由して行う(改正直投政令 10 条 1 項)。外国投資家が非居住者個人・外国法人等である場合は、居住者である代理人が行わなければならない(改正直投政令 3 条 4 項)。

<sup>6</sup> 注 3・注 5 参照(外為法 55 条の 5 第 2 項、改正直投政令 6 条の 3 第 2 項)。

### 3. 規制の見直しのポイント<sup>7</sup>

#### (1) 事前届出業種の見直し

##### 安全保障上重要な技術の流出防止

外為法は、対内直接投資等のうち、告示で定める一定の業種に対するものに限って事前届出の対象としている(外為法 27 条 1 項、改正直投政令 3 条 2 項、改正対内直接投資等に関する命令(以下、改正直投命令) 3 条 3 項、改正対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件)。

今回の改正では、特定の外国投資家による対内直接投資を契機として、大量破壊兵器等に転用しうる重要技術が海外に不法流出することを適切に防止するため、以下の製造業を事前届出対象とすることとされた(改正対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件)(拙稿「対内直接投資等の規制の見直し」12 ページ参照)。

大量破壊兵器関連汎用品の製造業

通常兵器関連汎用品のうち特に機微性が高い一部製品の製造業

##### 防衛生産・技術基盤の維持

特定の外国投資家による対内直接投資を契機とした防衛生産・技術基盤の棄損を適切に防止するため、従来と同様に武器や航空機等の製造業や修理業が届出対象とされる(改正対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件)。

また、武器や航空機等の製造用に特に設計した素材や部分品、製造装置等の製造業や、武器や航空機、人工衛星等を使用するために特に設計したプログラムに関するソフトウェア業も届出対象とされる(改正対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件)。

#### (2) 対象取引の見直し

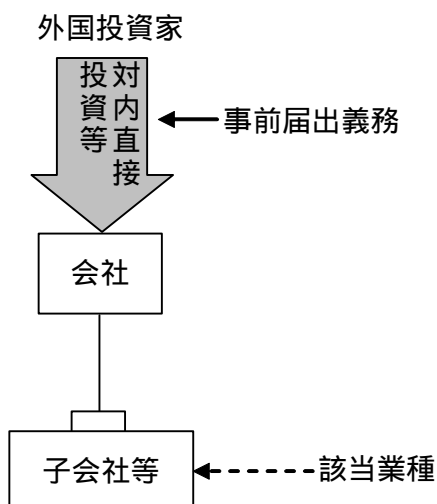
##### 規制対象に追加する取引類型

#### (A) 連結子会社等が規制対象事業を行う場合

持株会社制度の解禁や会社再編法制の整備に伴い、近年規制対象事業を連結子会社等において実施する企業が増加している。

このことを踏まえ、今回の改正では、連結子会社等において規制対象事業を実施する場合は規制対象に追加された(外為法 27 条 1 項、改正直投政令 3 条 2 項 1 号カッコ書き)(拙稿「対内直接投資等の規制の見直し」11 ページ参照)。

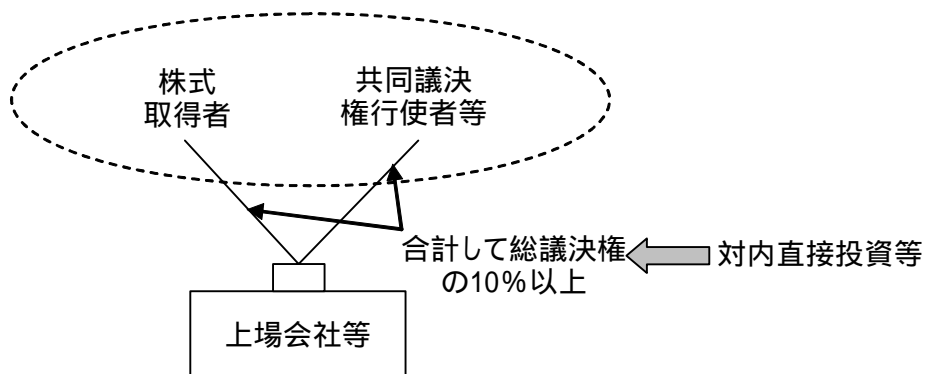
<sup>7</sup> 経済産業省「外国為替及び外国貿易法に基づく対内投資規制の見直しについて」(経済産業省 HP (<http://www.meti.go.jp/press/20070904001/20070904001.html>) 参照)。



(B) 株式取得者と特別の関係にある者の範囲の見直し

事前届出の対象となる対内直接投資等には、一定の上場会社の株式を取得し、取得後の議決権が、特別の関係にある者と合計して、総議決権の10%以上となる場合も含まれる。

近年、資本関係はない複数の投資家が共同して議決権を行使し企業経営に影響を及ぼす事例が増加していることを踏まえ、今回の改正では、この「特別関係者」の範囲が見直され、共同して議決権の行使等を行うことに合意している者等も追加された（外為法26条2項3号、改正直投政令2条4項15号）（拙稿「対内直接投資等の規制の見直し」7ページ参照）。



(C) 外国における新株等の取得

近年、企業による外国市場における株式や新株予約権の発行が増加していることを踏まえ、今回の改正では、外国市場における新株等の取得が規制対象に追加された（外為法27条1項、改正直投3条1項）（拙稿「対内直接投資等の規制の見直し」9ページ参照）。

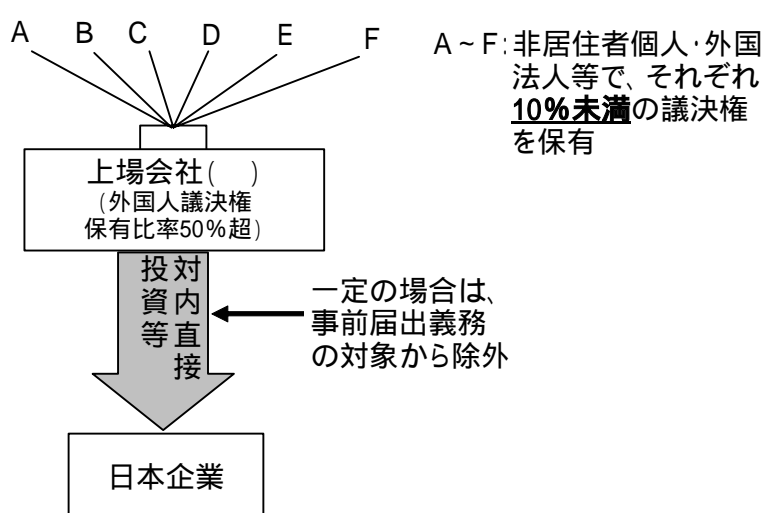
規制対象から除外する取引類型

(A) 外国人議決権比率の高い上場会社の一部適用除外

事前届出の対象となる「外国投資家」にはさまざまなものが含まれ、日本の会社法に基づいて設立されている会社でも、外国法人等が50%以上の議決権をもつ場合は、「外国投資家」に該当する。

そのため、近年の資本市場の国際化や株式持合いの減少等に伴い、日本の上場会社の中でも外国人保有議決権比率が上昇し「外国投資家」に該当するものも出てくるようになった。

しかし、このような場合は規制の必要性が低いと考えられ、今回の改正により、外国人議決権保有比率が50%以上の上場会社のうち、特定の外国投資家に10%以上発行済株式を保有されていないものによる対内直接投資は、一定の範囲で規制対象から除外された（外為法27条1項、改正直投政令3条1項6号）（拙稿「対内直接投資等の規制の見直し」9ページ参照）。



( ) 日本の証券取引所に上場している会社。

(B) 貸付・私募債取得の一部適用除外

近年の企業グループ内における貸付の増加等を踏まえ、経営支配権の取得と関連性の高い貸付・私募債に規制対象を限定する観点から、今回の改正では、貸付等の残高の合計額が企業の負債総額の50%超となる場合に限って貸付等を規制対象とすることとされた（外為法26条2項6号、改正直投政令2条7項2号）（拙稿「対内直接投資等の規制の見直し」4ページ参照）。

(C) 株式無償割当及び取得条項付株式等の適用除外

株式無償割当や、株式会社が一定事由を条件として株式を取得し、その対価として株式等を交付する取得条項付株式および取得条項付新株予約権は、外国投資家の意思によらない株式取得であり、事前届出を行うことは制度上困難である。

今回の改正では、これらが規制対象から除外された（外為法27条1項、改正直投政令3条1項7号、改正直投命令3条2項5号・6号）（拙稿「対内直接投資等の規制の見直し」9ページ参照）。

### (3) 行政手続の見直し

#### 報告徴求手続の整備

今回の改正では、個別案件の審査過程等において、投資先企業の経営状況や製造製品の詳細情報、外国投資家の属性など、広範囲な情報の的確な収集が不可欠であることを踏まえ、外国投資家及びその関係者に対する報告徴求手続が導入された(外為法 55 条の 8、改正直投政令 6 条の 5 第 1 項、改正直投命令 7 条 2 項)。

#### 届出様式の整備

今回の改正では、外国投資家により審査に必要な事項を適切に届出させる観点から、投資目的に関する事項、投資家の属性に関する事項、投資先企業(その連結子会社等を含む)の行う事業等に関する事項について、届出様式における記載項目の整備が行われた(外為法 27 条 1 項、改正直投政令 3 条 3 項、改正直投命令 3 条 5 項、各別紙様式)。